

【合理的配慮】を受けるまでの流れ

対象：医療機関で診断を受けており、学内で配慮を受けることを希望する学生

1. 申し出

- ・ キャンパスライフ支援委員、学生課、保健室のいずれかに相談してください。
後日、支援委員から学生に連絡をします。

2. 面談（キャンパスライフ支援委員）

- ・ 学内での困りごとや、希望する配慮を確認します。
- ・ 以下の資料を提出してください。
 - ① 「合理的配慮の申請書」
 - ② 「情報共有のための同意書」
 - ③ 診断書、障害者手帳の写し 等

3. 配慮案の審議（※通常7日程度）

- ・ キャンパスライフ支援室運営委員会で、審議をします。
- ・ 決定した配慮案を、学生にお知らせします。
- ・ 合意できない時は、変更・調整を申し出ることが出来ます。

4. 依頼文書の配布

- ・ 配慮案に合意後、学生課から担当教員に依頼文書が配布されます。

5. 合理的配慮の開始

- ・ 各科目で合理的配慮が提供されます。
- ・ 科目の特性上、実施が難しい場合があります。
- ・ 合意後でも変更、調整の相談が出来ます。
- ・ 学期ごとに更新の申請が必要です。

作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部 キャンパスライフ支援室

〒321-3295 栃木県宇都宮市竹下町 908 番地

電話：(学生課) 028-670-3641 , (保健室) 028-612-2322 / E-mail : hoken@sakushin-u.ac.jp